

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和2年12月  
出入国在留管理庁  
厚生労働省人材開発統括官

## 1 改正の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）第10条第2項第7号ハにおいては、入国後の第1号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）に係る基準として、その総時間数が所定時間数を超えることとしているところ、当該技能実習生が過去6月以内に本邦外において一定の要件を満たす講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合は入国後講習の所定時間数を短縮できることとしている。

しかし、新型コロナウイルス感染症による人の国際的な移動に関する制限が長期化していることにより、技能実習生が入国する時期によっては、送出国・地域において受けていた講習が入国前講習の要件を満たさなくなること、また、入国者に対する我が国の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要することが想定される。

そのため、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、第1号技能実習生に対する入国後講習の基準について、特例を設けるための改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 入国後講習の所定時間数を第1号技能実習予定時間全体の6分の1から12分の1に短縮できることとしている入国前講習の要件のうち「過去6月以内」について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、令和3年7月31日までの間「令和元年8月1日以降」（※1）とし、同日以降に技能実習生が入国前講習を受けていれば、当該短縮を認める特例を設ける。
  - (2) 「1月以上の期間かつ160時間以上」の入国前講習を受けた技能実習生については、入国後講習の所定時間数を第1号技能実習予定時間全体の6分の1から12分の1に短縮できることとしているところ、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、「45日以上期間かつ240時間以上」（※2）の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、当分の間、入国後講習の所定時間数を第1号技能実習予定時間全体の24分の1（※2）に短縮できることとする特例を設ける。
- （※1）本邦において初めて新型コロナウイルス感染症を理由として上陸拒否措置が行われた日（令和2年2月1日）を踏まえて定めている。
- （※2）特例の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の所定時間数の合計は現行の省令に規定されている所定時間数と同じになる。

## 3 根拠法令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第9条第2号（同法第11条第2項において準用する場合を含む。）

## 4 施行期日等

公布日 令和3年1月（予定）  
施行期日 公布の日（予定）